

令和5年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）  
新旧対照表

別紙

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																																																																														
I-2-②-48 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3. 現場管理費 別表第2	060401以降適用																																																																																																																																															
	別表第2 第1表 現場管理費率	別表第2 第1表 現場管理費率																																																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">②の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05</td><td>1118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>34.09</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>31.06</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>46.27</td><td>1229.5</td><td>-0.2081</td><td>16.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>61.19</td><td>2132.5</td><td>-0.2253</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.60</td><td>1528.4</td><td>-0.2114</td><td>19.13</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.56</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	②の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91	河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34	海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84	道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44	鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69	P C 橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80	舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54	砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48	公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34	電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01	情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13	下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">②の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.05</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	②の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11
	対象額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																										
			下記の率とする	②の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																										
		A		b																																																																																																																																												
	河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91																																																																																																																																											
	河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34																																																																																																																																											
	海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84																																																																																																																																											
	道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44																																																																																																																																											
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69																																																																																																																																												
P C 橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80																																																																																																																																												
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54																																																																																																																																												
砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48																																																																																																																																												
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34																																																																																																																																												
電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01																																																																																																																																												
情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13																																																																																																																																												
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39																																																																																																																																												
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																												
	下記の率とする	②の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																												
		A	b																																																																																																																																													
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																												
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																												
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																												
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																												
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																												
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																												
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																												
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																												
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																												
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																												
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																												
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																												
	(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。	(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。																																																																																																																																														
	第2表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>65.88</td><td>1465.2</td><td>-0.1968</td><td>31.45</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	65.88	1465.2	-0.1968	31.45	第2表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16																																																																																																														
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																											
	下記の率とする		②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																											
		A	b																																																																																																																																													
橋梁保全工事	65.88	1465.2	-0.1968	31.45																																																																																																																																												
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																												
	下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																												
		A	b																																																																																																																																													
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																												
	第3表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.33</td><td>613</td><td>-0.1598</td><td>32.29</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.35</td><td>167.1</td><td>-0.0946</td><td>29.25</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29	河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25	第3表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.12</td><td>172.3</td><td>-0.0971</td><td>28.81</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																											
	下記の率とする		②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																											
		A	b																																																																																																																																													
道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29																																																																																																																																												
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25																																																																																																																																												
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																												
	下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																												
		A	b																																																																																																																																													
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																												
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																												

令和5年度 山口県設計標準歩掛表（港湾編）  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																																		
I-2-②-49  第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3. 現場管理費別表第2	060401以降適用  第4表	第4表																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.57</td> <td>351.0</td> <td>-0.1202</td> <td>26.75</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.78</td> <td>103.5</td> <td>-0.0609</td> <td>28.09</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トンネル工事</td> <td>45.56</td> <td>189.4</td> <td>-0.0884</td> <td>28.52</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.99</td> <td>49.0</td> <td>-0.0209</td> <td>31.32</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.21</td> <td>202.3</td> <td>-0.1034</td> <td>22.09</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.72</td> <td>46.8</td> <td>-0.0222</td> <td>29.09</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分			A	b		共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09	トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52	下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.01</td> <td>397.4</td> <td>-0.1286</td> <td>25.30</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> <td>26.37</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トンネル工事</td> <td>44.97</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.56</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.44</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分			A	b		共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66
	対象額 適用区分			1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																													
			下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																														
	工種区分			A	b																																																																																															
	共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75																																																																																														
		(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09																																																																																														
	トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52																																																																																														
	下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32																																																																																														
		(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09																																																																																														
(3)		32.72	46.8	-0.0222	29.09																																																																																															
対象額 適用区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																															
		下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																															
工種区分			A	b																																																																																																
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																															
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																															
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																															
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																																															
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																															
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">コンクリートダム</td> <td>31.19</td> <td>35.0</td> <td>-0.0059</td> <td>30.68</td> </tr> <tr> <td colspan="2">フィルダム</td> <td>34.59</td> <td>154.9</td> <td>-0.0768</td> <td>27.87</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分			A	b		コンクリートダム		31.19	35.0	-0.0059	30.68	フィルダム		34.59	154.9	-0.0768	27.87	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">コンクリートダム</td> <td>30.41</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13</td> </tr> <tr> <td colspan="2">フィルダム</td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分			A	b		コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																											
対象額 適用区分			3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																														
		下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																															
工種区分			A	b																																																																																																
コンクリートダム		31.19	35.0	-0.0059	30.68																																																																																															
フィルダム		34.59	154.9	-0.0768	27.87																																																																																															
対象額 適用区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																															
		下記の率とする	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																															
工種区分			A	b																																																																																																
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																																															
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																															
	2) 算定式 $J_o = A \cdot N_p^b$ ただし、 $J_o$ ：現場管理費率（%） $N_p$ ：純工事費（円） $A, b$ ：変数値 (注) 1. $J_o$ の値は、少数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。	2) 算定式 $J_o = A \cdot N_p^b$ ただし、 $J_o$ ：現場管理費率（%） $N_p$ ：純工事費（円） $A, b$ ：変数値 (注) 1. $J_o$ の値は、少数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。																																																																																																		

令和5年度 山口県設計標準歩掛表 (港湾編)  
新旧対照表

別紙

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																																																																																																												
2-2-7 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費 2-11 現場環境改善費 2-11-3 積算の方法 表-② 現場環境改善費率	<p>060401以降適用</p> <p>2) 積上げ計算による部分 (1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げる。 (2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示する。 (3) 積上げ計算項目は、現場環境改善費の構成のうち、発注者が指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-① 共通仮設費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>11.14 %</td> <td>357.8</td> <td>-0.2223</td> <td>3.06 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>7.97 %</td> <td>132.7</td> <td>-0.1802</td> <td>2.80 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸 工事</td> <td>13.08 %</td> <td>407.9</td> <td>-0.2204</td> <td>4.24 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">共通仮設費率の算定式</p> $K = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 K：共通仮設費率 (%) P：共通仮設費率の算出対象額 (円) a、b：定数値</p> <p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>2.58 %</td> <td>11,342.3</td> <td>-0.5375</td> <td>0.11 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸 工事</td> <td>4.02 %</td> <td>17,100.2</td> <td>-0.5353</td> <td>0.26 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 I：現場環境改善費率 (%) P：現場環境改善費率の算出対象額 (円) a、b：定数値</p>	対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		港湾 浚渫工事	11.14 %	357.8	-0.2223	3.06 %	工事 構造物工事	7.97 %	132.7	-0.1802	2.80 %	対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		海岸 工事	13.08 %	407.9	-0.2204	4.24 %	対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		港湾 浚渫工事	2.58 %	11,342.3	-0.5375	0.11 %	工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		海岸 工事	4.02 %	17,100.2	-0.5353	0.26 %	<p>2) 積上げ計算による部分 (1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げる。 (2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示する。 (3) 積上げ計算項目は、現場環境改善費の構成のうち、発注者が指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-① 共通仮設費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>11.14 %</td> <td>357.8</td> <td>-0.2223</td> <td>3.06 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>7.97 %</td> <td>132.7</td> <td>-0.1802</td> <td>2.80 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸 工事</td> <td>13.08 %</td> <td>407.9</td> <td>-0.2204</td> <td>4.24 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">共通仮設費率の算定式</p> $K = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 K：共通仮設費率 (%) P：共通仮設費率の算出対象額 (円) a、b：定数値</p> <p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>0.92 %</td> <td>159.8</td> <td>-0.3301</td> <td>0.14 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸 工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.25 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 I：現場環境改善費率 (%) P：現場環境改善費率の算出対象額 (円) a、b：定数値</p>	対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		港湾 浚渫工事	11.14 %	357.8	-0.2223	3.06 %	工事 構造物工事	7.97 %	132.7	-0.1802	2.80 %	対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		海岸 工事	13.08 %	407.9	-0.2204	4.24 %	対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		港湾 浚渫工事	0.92 %	159.8	-0.3301	0.14 %	工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		海岸 工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.25 %
	対象額 適用区分等		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																								
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																									
	工種区分		a	b																																																																																																																																																																										
港湾 浚渫工事	11.14 %	357.8	-0.2223	3.06 %																																																																																																																																																																										
工事 構造物工事	7.97 %	132.7	-0.1802	2.80 %																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																										
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																																																																																																											
海岸 工事	13.08 %	407.9	-0.2204	4.24 %																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																										
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																																																																																																											
港湾 浚渫工事	2.58 %	11,342.3	-0.5375	0.11 %																																																																																																																																																																										
工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																										
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																																																																																																											
海岸 工事	4.02 %	17,100.2	-0.5353	0.26 %																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																										
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																																																																																																											
港湾 浚渫工事	11.14 %	357.8	-0.2223	3.06 %																																																																																																																																																																										
工事 構造物工事	7.97 %	132.7	-0.1802	2.80 %																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																										
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																																																																																																											
海岸 工事	13.08 %	407.9	-0.2204	4.24 %																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																										
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																																																																																																											
港湾 浚渫工事	0.92 %	159.8	-0.3301	0.14 %																																																																																																																																																																										
工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																																																																																																										
対象額 適用区分等	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																										
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																																																																																																											
海岸 工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.25 %																																																																																																																																																																										

令和5年度 山口県設計標準歩掛表（港湾編）  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																
2-2-10 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 3. 現場管理費 3-1 積算方法等 表-③ 現場管理費率	060401以降適用																																																	
	3) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 (1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） (2) 上下水道料金 (3) 有料道路利用料	3) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 (1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） (2) 上下水道料金 (3) 有料道路利用料																																																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 (現場環境改善費は除く)</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 (現場環境改善費は除く)</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
	区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合																																															
	共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																															
	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																															
	一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																															
	区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合																																															
	共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																															
	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																															
一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																
注) 1. 上記の(1) 処分費に、運搬費は含まない。 2. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根に伴うものである。 3. これにより難い場合は別途考慮する。	注) 1. 上記の(1) 処分費に、運搬費は含まない。 2. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根に伴うものである。 3. これにより難い場合は別途考慮する。																																																	
表-③ 現場管理費率	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>24.08 %</td> <td>82.2</td> <td>-0.0779</td> <td>15.50 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>24.65 %</td> <td>40.5</td> <td>-0.0315</td> <td>20.63 %</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分等	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		港湾 浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %	工事 構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>23.71 %</td> <td>99.2</td> <td>-0.0908</td> <td>14.19 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>24.36 %</td> <td>46.7</td> <td>-0.0413</td> <td>19.28 %</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分等	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		港湾 浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %	工事 構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %
対象額 適用区分等	700万円以下		700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																													
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																														
工種区分		a	b																																															
港湾 浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %																																														
工事 構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %																																														
対象額 適用区分等	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																														
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																														
工種区分		a	b																																															
港湾 浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %																																														
工事 構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %																																														
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸 工事</td> <td>28.11 %</td> <td>100.3</td> <td>-0.0807</td> <td>18.84 %</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分等	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		海岸 工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸 工事</td> <td>27.79 %</td> <td>113.9</td> <td>-0.0895</td> <td>17.82 %</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分等	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		海岸 工事	27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %										
対象額 適用区分等	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																													
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																														
工種区分		a	b																																															
海岸 工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %																																														
対象額 適用区分等	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																														
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																														
工種区分		a	b																																															
海岸 工事	27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %																																														
	現場管理費率の算定式 $J_o = a \cdot N_o^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_o : 純工事費 (円) a、b : 定数値	現場管理費率の算定式 $J_o = a \cdot N_o^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_o : 純工事費 (円) a、b : 定数値																																																

令和5年度 山口県設計標準歩掛表（港湾編）  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																												
2-2-(3) 第I編 総則 第1章 総則 別紙4	<p style="text-align: center;"><b>060401以降適用</b></p> <p>6. 防舷材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率</p> <p>1) 適用対象工事</p> <p>①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。 ②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。 ③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。</p> <p>2) 共通仮設費率及び、現場管理費率 下表とする。</p> <p>3) その他</p> <p>①共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。 ②現場環境改善費については、計上しない。</p> <p>表-① 共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="367 651 1117 852"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事</td> <td>6.12 %</td> <td>1420.4</td> <td>-0.3490</td> <td>1.41 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>共通仮設費率の算定式  <math display="block">K_c = a \cdot P^b</math>                     （小数3位四捨五入）                      ただし、                      K<sub>c</sub>：共通仮設費率（%）                      P：共通仮設費率の算出対象額（円）                      a、b：定数値</p> <p>表-② 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="367 1098 1117 1299"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事</td> <td>22.74 %</td> <td>88.2</td> <td>-0.0860</td> <td>16.06 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費率の算定式  <math display="block">J_s = a \cdot N_p^b</math>                     （小数3位四捨五入）                      ただし、                      J<sub>s</sub>：現場管理費率（%）                      N<sub>p</sub>：純工事費（円）                      a、b：定数値</p>	対象額	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b	港湾構造物工事	6.12 %	1420.4	-0.3490	1.41 %	海岸工事					対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b	港湾構造物工事	22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %	海岸工事					<p>6. 防舷材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率</p> <p>1) 適用対象工事</p> <p>①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。 ②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。 ③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。</p> <p>2) 共通仮設費率及び、現場管理費率 下表とする。</p> <p>3) その他</p> <p>①共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。 ②現場環境改善費については、計上しない。</p> <p>表-① 共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="1361 651 2040 852"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事</td> <td>6.12 %</td> <td>1420.4</td> <td>-0.3490</td> <td>1.41 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>共通仮設費率の算定式  <math display="block">K_c = a \cdot P^b</math>                     （小数3位四捨五入）                      ただし、                      K<sub>c</sub>：共通仮設費率（%）                      P：共通仮設費率の算出対象額（円）                      a、b：定数値</p> <p>表-② 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="1361 1098 2040 1299"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事</td> <td>22.48 %</td> <td>96.9</td> <td>-0.0927</td> <td>15.45 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費率の算定式  <math display="block">J_s = a \cdot N_p^b</math>                     （小数3位四捨五入）                      ただし、                      J<sub>s</sub>：現場管理費率（%）                      N<sub>p</sub>：純工事費（円）                      a、b：定数値</p>	対象額	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b	港湾構造物工事	6.12 %	1420.4	-0.3490	1.41 %	海岸工事					対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b	港湾構造物工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %	海岸工事				
	対象額	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																									
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																											
港湾構造物工事	6.12 %	1420.4	-0.3490	1.41 %																																																																																										
海岸工事																																																																																														
対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																										
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																											
港湾構造物工事	22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %																																																																																										
海岸工事																																																																																														
対象額	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																										
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																											
港湾構造物工事	6.12 %	1420.4	-0.3490	1.41 %																																																																																										
海岸工事																																																																																														
対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																																										
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																																										
工種区分		a	b																																																																																											
港湾構造物工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %																																																																																										
海岸工事																																																																																														

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

別紙

適用基準日：060401

頁	新	旧
<p>1-1-2 第1編 測量業務 第1章 測量業務 第1節 測量業務積算基準 1-3 測量業務費 1-3-2 測量業務費構成費目の内容 1. 測量作業費 (2) 間接測量費</p>	<p style="text-align: center;">060401以降適用</p> <p>③ 機械経費 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械等損料算定表等による。</p> <p>④ 直接経費 (a) 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。 (b) 基地関係費 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。 (c) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。 (d) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。 (e) その他 器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。</p> <p>⑤ 技術管理費 (a) 精度管理費 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。 (b) 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 また、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、<u>オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用</u>である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>② 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2. 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>3. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>	<p>③ 機械経費 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械等損料算定表等による。</p> <p>④ 直接経費 (a) 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。 (b) 基地関係費 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。 (c) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。 (d) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。 (e) その他 器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。</p> <p>⑤ 技術管理費 (a) 精度管理費 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。 (b) 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 また、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>② 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2. 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>3. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
<p>2-1-1 第2編 地質調査業務 第1章 地質積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-2 地質調査業務費 1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容 (1) 一般調査業務費</p>	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p><b>第1章 地質調査積算基準</b></p> <p><b>第1節 地質調査積算基準</b></p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る地質調査に適用する。</p> <p>1-2 地質調査業務費</p> <p>1-2-1 地質調査業務費の構成</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>(1) 一般調査業務費 一般調査業務費は、<u>当該地質調査に必要な費用である。</u></p> <p>(2) 純調査費</p> <p>(イ) 直接調査費 直接調査費は、当該業務に必要な経費のうち次のイ)からニ)に掲げるものとする。</p> <p>イ) 材料費 材料費は、調査を実施するのに要する材料の費用である。</p>	<p><b>第1章 地質調査積算基準</b></p> <p><b>第1節 地質調査積算基準</b></p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る地質調査に適用する。</p> <p>1-2 地質調査業務費</p> <p>1-2-1 地質調査業務費の構成</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>(1) 一般調査業務費 一般調査業務費は、高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。</p> <p>1) 純調査費</p> <p>(イ) 直接調査費 直接調査費は、当該業務に必要な経費のうち次のイ)からニ)に掲げるものとする。</p> <p>イ) 材料費 材料費は、調査を実施するのに要する材料の費用である。</p>

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
<p>2-1-3 第2編 地質調査業務 第1章 地質積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-2 地質調査業務費 1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容 (2) 純調査費 (ハ) 業務管理費</p>	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>ト) 施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。</p> <p>フ) 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。</p> <p>リ) その他 伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。</p> <p>(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、<u>オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用を含む。</u> なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>	<p>ト) 施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。</p> <p>フ) 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。</p> <p>リ) その他 伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。</p> <p>(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>



令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																								
<p>2-1-4 第2編 地質調査業務 第1章 地質積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-3 地質調査業務費の積算方法 別表第1 (1) 諸経费率標準値</p>	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>1-3 地質調査業務費の積算方法 地質調査業務費は、次の積算方式によって積算する。</p> <p>(1) 地質調査業務費 地質調査業務費 = { (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) } + (消費税相当額) = { (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) } × { 1 + (消費税率) }</p> <p>1) 一般調査業務費 一般調査業務費 = { (直接調査費) + (間接調査費) } × { 1 + (諸経费率) } = { 対象額 } × { 1 + (諸経费率) } なお { 対象額 } = { (直接調査費) + (間接調査費) }</p> <p>2) 諸経費 一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1により対象額 (直接調査費+間接調査費) ごと求めた諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p> <p>3) 解析等調査業務費 解析等調査業務費については「土木設計業務等積算基準」による。</p> <p>別表第1</p> <p>(1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="365 938 1173 1185"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 Z = A × Y<sup>b</sup> ただし、Z：諸経费率 (単位：%) Y：対象額 (単位：円) (直接調査費+間接調査費) A, b：変数値 (注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。</p>	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%	<p>1-3 地質調査業務費の積算方法 地質調査業務費は、次の積算方式によって積算する。</p> <p>(1) 地質調査業務費 地質調査業務費 = { (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) } + (消費税相当額) = { (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) } × { 1 + (消費税率) }</p> <p>1) 一般調査業務費 一般調査業務費 = { (直接調査費) + (間接調査費) } × { 1 + (諸経费率) } = { 対象額 } × { 1 + (諸経费率) } なお { 対象額 } = { (直接調査費) + (間接調査費) }</p> <p>2) 諸経費 一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1により対象額 (直接調査費+間接調査費) ごと求めた諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p> <p>3) 解析等調査業務費 解析等調査業務費については「土木設計業務等積算基準」による。</p> <p>別表第1</p> <p>(1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1344 938 2152 1185"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>59.9%</td> <td>285.3</td> <td>-0.113</td> <td>40.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 Z = A × Y<sup>b</sup> ただし、Z：諸経费率 (単位：%) Y：対象額 (単位：円) (直接調査費+間接調査費) A, b：変数値 (注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。</p>	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																						
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																						
		A	b																																							
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%																																						
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																						
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																						
		A	b																																							
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%																																						

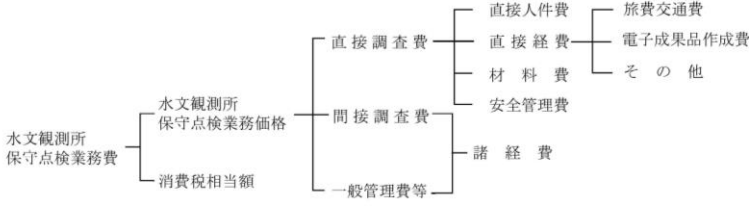

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
<p>3-1-1 第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準 第1節 土木設計業務 1-2 業務委託料 2. 業務委託料構成費目の内容 イ 直接原価 ロ 間接原価 （イ）間接原価</p>	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p><b>第1章 土木設計業務等積算基準</b></p> <p><b>第1節 土木設計業務等積算基準</b></p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。</p> <p>1-2 業務委託料 1. 業務委託料の構成</p> <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[消費税相当額]     B --- D[業務原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接原価]     D --- G[間接原価]     F --- H[直接人件費]     F --- I[直接経費]     I --- J[旅費交通費]     I --- K[電子成果品作成費]     I --- L[電子計算機使用料及び機械器具損料]     I --- M[特許使用料]     I --- N[その他]     N --- O[その他原価]     G --- O     </pre> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接原価</p> <p>（イ）直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>（ロ）直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費 b 電子成果品作成費 c 電子計算機使用料及び機械器具損料 d 特許使用料 等</p> <p>（ハ）直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>（イ）間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、<u>オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的な機器費用、BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。</u> ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p>	<p><b>第1章 土木設計業務等積算基準</b></p> <p><b>第1節 土木設計業務等積算基準</b></p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。</p> <p>1-2 業務委託料 1. 業務委託料の構成</p> <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[消費税相当額]     B --- D[業務原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接原価]     D --- G[間接原価]     F --- H[直接人件費]     F --- I[直接経費]     I --- J[旅費交通費]     I --- K[電子成果品作成費]     I --- L[電子計算機使用料及び機械器具損料]     I --- M[特許使用料]     I --- N[その他]     N --- O[その他原価]     G --- O     </pre> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接原価</p> <p>（イ）直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>（ロ）直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費 b 電子成果品作成費 c 電子計算機使用料及び機械器具損料 d 特許使用料 等</p> <p>（ハ）直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>（イ）間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。</p> <p>※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p>

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
<p>4-1-22</p> <p>第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画業務 第5節 水文観測業務 5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案) 5-1-3 価格構成費目の内容 (2)間接調査費</p>	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p><b>第5節 水文観測業務</b></p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案)</p> <p>5-1-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する雨量、水位等に係る水文観測所の保守点検業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-1-2 水文観測所保守点検業務費の構成</p>  <p>5-1-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費 ①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。 ②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。 ③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち上記①～②以外に必要な費用である。</p> <p>3) 材料費 材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。</p> <p>4) 安全管理費 安全管理費は、当該作業を実施するのに要する安全管理に必要な費用である。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及び<b>オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用である。</b> なお、<b>間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</b></p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等とは、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方</p>	<p><b>第5節 水文観測業務</b></p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案)</p> <p>5-1-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する雨量、水位等に係る水文観測所の保守点検業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-1-2 水文観測所保守点検業務費の構成</p>  <p>5-1-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費 ①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。 ②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。 ③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち上記①～②以外に必要な費用である。</p> <p>3) 材料費 材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。</p> <p>4) 安全管理費 安全管理費は、当該作業を実施するのに要する安全管理に必要な費用である。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等とは、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方</p>

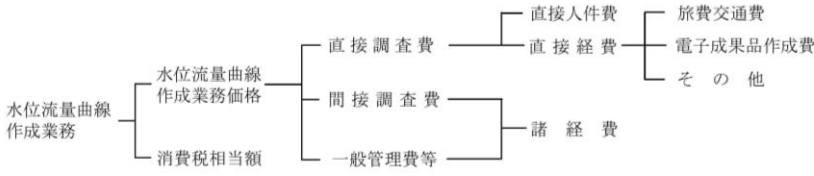
令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
<p>4-1-30 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画業務 第5節 水文観測業務 5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-3 価格構成費目の内容 (2) 間接調査費</p>	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-2-2 流量観測業務費の構成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>流量観測業務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 流量観測業務価格</li> <li>— 消費税相当額</li> </ul> </div> <div style="margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 直接調査費</li> <li>— 間接費調査</li> <li>— 一般管理等</li> </ul> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 直接人件費</li> <li>— 直接経費</li> <li>— 材料費</li> <li>— 安全管理費</li> <li>— 技術管理費</li> <li>— 運搬費</li> <li>— 諸経費</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 機械経費</li> <li>— 旅費交通費</li> <li>— 電子成果品作成費</li> <li>— その他</li> <li>— 精度管理費</li> </ul> </div> </div> <p>5-2-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</li> <li>2) 直接経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 機械経費 機械経費は、当該作業に使用する機械に要する費用である。</li> <li>② 旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</li> <li>③ 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。</li> <li>④ その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①～③以外に必要な費用である。</li> </ol> </li> <li>3) 材料費 材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。</li> <li>4) 安全管理費 安全管理費は、当該作業を実施するのに要する安全管理に必要な費用である。</li> <li>5) 技術管理費             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 精度管理費 精度管理費は、当該流量観測作業の精度を確保するために行う機械器具の検定等の費用である。</li> </ol> </li> <li>6) 運搬費 運搬費は、当該作業を実施するのに要する運搬の費用である。</li> </ol> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理等を合わせて諸経費として計上する。</p>	<p>5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-2-2 流量観測業務費の構成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>流量観測業務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 流量観測業務価格</li> <li>— 消費税相当額</li> </ul> </div> <div style="margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 直接調査費</li> <li>— 間接費調査</li> <li>— 一般管理等</li> </ul> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 直接人件費</li> <li>— 直接経費</li> <li>— 材料費</li> <li>— 安全管理費</li> <li>— 技術管理費</li> <li>— 運搬費</li> <li>— 諸経費</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 機械経費</li> <li>— 旅費交通費</li> <li>— 電子成果品作成費</li> <li>— その他</li> <li>— 精度管理費</li> </ul> </div> </div> <p>5-2-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</li> <li>2) 直接経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 機械経費 機械経費は、当該作業に使用する機械に要する費用である。</li> <li>② 旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</li> <li>③ 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。</li> <li>④ その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①～③以外に必要な費用である。</li> </ol> </li> <li>3) 材料費 材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。</li> <li>4) 安全管理費 安全管理費は、当該作業を実施するのに要する安全管理に必要な費用である。</li> <li>5) 技術管理費             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 精度管理費 精度管理費は、当該流量観測作業の精度を確保するために行う機械器具の検定等の費用である。</li> </ol> </li> <li>6) 運搬費 運搬費は、当該作業を実施するのに要する運搬の費用である。</li> </ol> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p>

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
<p>4-1-41</p> <p>第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画業務 第5節 水文観測業務 5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案) 5-3-3 価格構成費目の内容 (2) 間接調査費</p>	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案)</p> <p>5-3-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測の観測値を用いて、水位流量曲線式及び図を作成する業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-3-2 水位流量曲線作成業務費の構成</p>  <p>5-3-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p> <p>②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。</p> <p>③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①～②以外に必要な費用である。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(B/W/CDNに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>	<p>5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案)</p> <p>5-3-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測の観測値を用いて、水位流量曲線式及び図を作成する業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-3-2 水位流量曲線作成業務費の構成</p>  <p>5-3-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p> <p>②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。</p> <p>③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①～②以外に必要な費用である。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
<p>4-1-45</p> <p>第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画業務 第5節 水文観測業務 5-4 水文資料整理業務積算基準(案) 5-4-3 価格構成費目の内容 (2) 間接調査費</p>	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案)</p> <p>5-4-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する降水量、水位、地下水位、風向風速等の水文資料の整理業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-4-2 水文資料整理業務費の構成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>水文資料整理業務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水文資料整理業務価格</li> <li>消費税相当額</li> </ul> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接調査費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>直接経費                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>旅費交通費</li> <li>電子成果品作成費</li> <li>その他</li> </ul> </li> <li>間接調査費                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>諸経費</li> <li>一般管理費等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </div> </div> <p>5-4-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</li> <li>2) 直接経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</li> <li>②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。</li> <li>③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①～②以外に必要な費用である。</li> </ol> </li> </ol> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一般管理費 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</li> <li>2) 付加利益 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</li> </ol> <p>(4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>	<p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案)</p> <p>5-4-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する降水量、水位、地下水位、風向風速等の水文資料の整理業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-4-2 水文資料整理業務費の構成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>水文資料整理業務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水文資料整理業務価格</li> <li>消費税相当額</li> </ul> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接調査費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>直接経費                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>旅費交通費</li> <li>電子成果品作成費</li> <li>その他</li> </ul> </li> <li>間接調査費                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>諸経費</li> <li>一般管理費等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </div> </div> <p>5-4-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</li> <li>2) 直接経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</li> <li>②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。</li> <li>③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①～②以外に必要な費用である。</li> </ol> </li> </ol> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一般管理費 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</li> <li>2) 付加利益 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</li> </ol> <p>(4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>

令和5年度 山口県設計標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

別紙

適用基準日：060401

頁	新	旧
<p>運1-10 第I編 総則 第1章 総則 別紙4</p>	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p style="text-align: center;"><b>見積徴収歩掛決定要領</b></p> <p><b>1 適用</b> この要領は、山口県の施工する土木工事等の積算に用いる見積徴収歩掛の決定に適用する。 ただし、この要領によりがたい場合は、事前に事業主管課との協議により別途運用することができるものとする。</p> <p><b>2 見積依頼にあたっての留意事項</b></p> <p>(1) 見積書の依頼は原則として3者以上に文書で依頼するものとする。ただし、特殊工法等で歩掛の見積依頼先が3者未満の場合については、1者又は2者の見積歩掛を採用することができる。</p> <p>(2) 複数の歩掛を見積依頼する場合は、その歩掛が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。</p> <p>(3) 依頼文書に下記の見積条件等を明示する。 ア 現場条件、施工条件、施工数量等 イ 有効期限 ウ 提出参考様式として、単位数量当りの代価表を添付し、代価表に予め基本的な項目（労務費及び機械経費等）等を明示する。 エ 代価表の項目を追加できる旨を明示する。 オ 複数の歩掛を見積依頼する場合は、<u>歩掛を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。</u> カ 開示請求があった場合は、開示すること。 キ 採用した歩掛を公表すること。 ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため、明示しなくてよい。 ク 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。 ケ 「<u>提出する見積に有効期限を記載すること。</u>」を明示する。</p> <p>(4) 入札参加者以外に見積を依頼する場合は、「採用した歩掛を公表し、企業名等は公表しない」旨を記載したうえで、公表についての「支障の有無」及び「支障有の場合の理由」を確認すること。ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため確認しなくてよい。</p> <p>(5) 歩掛見積は、原則として、労務費及び機械経費等の見積を徴収する。</p> <p><b>3 徴収した見積の取扱方法</b></p> <p>(1) 単一の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法 ア <u>徴収した見積の施工内容、数量、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</u> イ 提出された見積について、県標準単価及び物価資料掲載単価等に掲載のあるものは置き換え、端数処理が必要な場合は端数処理を行う。 ウ 材料費が計上された見積書が提出された場合、その材料費は参考として取り扱うこととし、資材単価は、別紙1「設計計上資材単価決定要領」により定めた単価を採用する。また、その資材が歩掛と一体として機能する場合は(3)による。 エ 上記イ、ウの後、総価を算出し、総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。 オ 上記エの後、総価の平均値を算出し、その直下となる歩掛を採用する。 カ 上記オ、オの計算はそれぞれ1回のみ行う。</p> <p>(2) 複数の歩掛を見積徴収するが、複数の歩掛が個別に機能する場合の取扱方法 ア それぞれ単一の歩掛とみなし、(1)と同様に取扱う。</p> <p>(3) 複数の歩掛を見積徴収し、複数の歩掛が一体で機能する場合 ア <u>徴収した見積の施工内容、数量、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</u> イ 単価の置き換えについては3(1)イ、ウと同様の扱いをする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>見積徴収歩掛決定要領</b></p> <p><b>1 適用</b> この要領は、山口県の施工する土木工事等の積算に用いる見積徴収歩掛の決定に適用する。 ただし、この要領によりがたい場合は、事前に事業主管課との協議により別途運用することができるものとする。</p> <p><b>2 見積依頼にあたっての留意事項</b></p> <p>(1) 見積書の依頼は原則として3者以上に文書で依頼するものとする。ただし、特殊工法等で歩掛の見積依頼先が3者未満の場合については、1者又は2者の見積歩掛を採用することができる。</p> <p>(2) 複数の歩掛を見積依頼する場合は、その歩掛が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。</p> <p>(3) 依頼文書に下記の見積条件等を明示する。 ア 現場条件、施工条件、施工数量等 イ 有効期限 ウ 提出参考様式として、単位数量当りの代価表を添付し、代価表に予め基本的な項目（労務費及び機械経費等）等を明示する。 エ 代価表の項目を追加できる旨を明示する。 オ 複数の歩掛を見積依頼する場合は、<u>歩掛を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。</u> カ 開示請求があった場合は、開示すること。 キ 採用した歩掛を公表すること。 ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため、明示しなくてよい。 ク 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。 ケ 「<u>提出する見積に有効期限を記載すること。</u>」を明示する。</p> <p>(4) 入札参加者以外に見積を依頼する場合は、「採用した歩掛を公表し、企業名等は公表しない」旨を記載したうえで、公表についての「支障の有無」及び「支障有の場合の理由」を確認すること。ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため確認しなくてよい。</p> <p>(5) 歩掛見積は、原則として、労務費及び機械経費等の見積を徴収する。</p> <p><b>3 徴収した見積の取扱方法</b></p> <p>(1) 単一の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法 ア 提出された見積について、県標準単価及び物価資料掲載単価等に掲載のあるものは置き換え、端数処理が必要な場合は端数処理を行う。 イ 材料費が計上された見積書が提出された場合、その材料費は参考として取り扱うこととし、資材単価は、別紙1「設計計上資材単価決定要領」により定めた単価を採用する。また、その資材が歩掛と一体として機能する場合は(3)による。 ウ 上記ア、イの後、総価を算出し、総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。 エ 上記ウの後、総価の平均値を算出し、その直下となる歩掛を採用する。 オ 上記ウ、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。</p> <p>(2) 複数の歩掛を見積徴収するが、複数の歩掛が個別に機能する場合の取扱方法 ア それぞれ単一の歩掛とみなし、(1)と同様に取扱う。</p> <p>(3) 複数の歩掛を見積徴収し、複数の歩掛が一体で機能する場合 ア 単価の置き換えについては3(1)ア、イと同様の扱いをする。 イ 上記アの後、複数歩掛の総価を算出し、複数歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。</p>

令和5年度 山口県設計標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
<p>運1-11-1 第I編 総則 第1章 総則 別紙4</p>	<p style="text-align: center;">060401以降適用</p> <p><u>ウ</u> 上記イの後、複数歩掛の総価を算出し、複数歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。</p> <p><u>エ</u> 上記ウの後、複数歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる一連の歩掛を採用する。</p> <p><u>オ</u> 上記ウ、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。</p> <p>(4) 資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合の取扱方法 資材単価と歩掛は個別に見積徴収することを原則とするが、発注時に資材の規格等を指定せず、資材の性能・機能を指定する場合など、資材と歩掛が密接な関係にあると判断される場合は、資材単価と歩掛を一体的に見積徴収することができるものとする。 例：工場製作を行うポンプの製作・据付工事等 資材と歩掛が一体で機能する場合の取扱方法は、以下によることとする。</p> <p><u>ア</u> 徴収した見積の施工内容、数量、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</p> <p><u>イ</u> 単価の置き換えについては(1)イ、ウと同様の扱いをする。</p> <p><u>ウ</u> 上記イの後、資材単価と歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。</p> <p><u>エ</u> 上記ウの後、資材単価と歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる資材単価と歩掛を採用する。設計書には一式で計上する。</p> <p><u>オ</u> 上記ウ、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。 なお、見積の徴収方法、採用方法等については、各事業主管課と協議すること。</p> <p>(5) <u>設計変更にいる見積の場合</u></p> <p><u>ア</u> 設計変更時の見積は、受注者1者に工事打合せ簿で依頼する。</p> <p><u>イ</u> 監督職員は、提出された見積について、内訳書等を複数名で確認するとともに、必要に応じて受注者へのヒアリングを行うなど、妥当性を確認したうえで採用する。 なお、妥当性確認のための受注者以外への見積依頼は行わないこと。</p> <p>(6) その他</p> <p><u>ア</u> 提出された見積に不明な点がある場合は、当該見積提出者に確認を行うこと。なお、その結果見積内容に不備があることが判明した場合は、見積提出締切前であれば再提出を受け、見積提出締切後であれば、当該見積は採用しないものとする。</p> <p><u>イ</u> 施工費を歩掛ではなく単価として徴収した見積の取扱については、「設計計上資材単価決定要領4(5)イ徴収した見積の取扱方法」により算出した平均値を採用すること。</p> <p><u>ウ</u> 平均値の直下とは、平均値に一番近い平均値以下の値を指す。(平均値と同じ値の歩掛がある場合は、その歩掛を採用する。)</p> <p>4 諸雑費の取扱い</p> <p>(1) 諸雑費の計上 見積に諸雑費を計上する必要がある場合は、その計上は認めるが、諸雑費として計上する内容や、諸雑費の根拠(諸雑費の率及び対象となるもの(労務費、機械経費、材料費等))を明記させること。 なお、材料費が諸雑費の対象となり、見積書に材料費が記載されている場合の取扱いは、上記3(4)と同様とする。</p> <p>(2) 諸雑費による端数処理方法 ア 諸雑費率を計上するもの 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 イ 端数処理のみの場合 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p>	<p>ウ 上記イの後、複数歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる一連の歩掛を採用する。</p> <p>エ 上記イ、ウの計算はそれぞれ1回のみ行う。</p> <p>(4) 資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合の取扱方法 資材単価と歩掛は個別に見積徴収することを原則とするが、発注時に資材の規格等を指定せず、資材の性能・機能を指定する場合など、資材と歩掛が密接な関係にあると判断される場合は、資材単価と歩掛を一体的に見積徴収することができるものとする。 例：工場製作を行うポンプの製作・据付工事等 資材と歩掛が一体で機能する場合の取扱方法は、以下によることとする。</p> <p>ア 単価の置き換えについては(1)ア、イと同様の扱いをする。</p> <p>イ 上記アの後、資材単価と歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。</p> <p>ウ 上記イの後、資材単価と歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる資材単価と歩掛を採用する。設計書には一式で計上する。</p> <p>エ 上記イ、ウの計算はそれぞれ1回のみ行う。 なお、見積の徴収方法、採用方法等については、各事業主管課と協議すること。</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 徴収した見積の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</p> <p>イ 提出された見積に不明な点がある場合は、当該見積提出者に確認を行うこと。なお、その結果見積内容に不備があることが判明した場合は、見積提出締切前であれば再提出を受け、見積提出締切後であれば、当該見積は採用しないものとする。</p> <p>ウ 施工費を歩掛ではなく単価として徴収した見積の取扱については、「設計計上資材単価決定要領4(5)イ徴収した見積の取扱方法」により算出した平均値を採用すること。</p> <p>4 諸雑費の取扱い</p> <p>(1) 諸雑費の計上 見積に諸雑費を計上する必要がある場合は、その計上は認めるが、諸雑費として計上する内容や、諸雑費の根拠(諸雑費の率及び対象となるもの(労務費、機械経費、材料費等))を明記させること。 なお、材料費が諸雑費の対象となり、見積書に材料費が記載されている場合の取扱いは、上記3(4)と同様とする。</p> <p>(2) 諸雑費による端数処理方法 ア 諸雑費率を計上するもの 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 イ 端数処理のみの場合 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 ウ 設計標準歩掛表(港湾編)を適用し見積徴収する場合 雑材料の計上の有無にかかわらず、単位数量当りの代価表の合計金額を円止め(円未満切捨て)とする。 なお、諸雑費として計上された場合も同様とする</p> <p>5 その他留意事項</p> <p>(1) 業務関係歩掛見積の単価表の合計金額の端数処理について ア 設計業務等(港湾測量業務及び港湾土質調査業務を含む) 原則として、端数処理は行わない(円止め、円未満切捨て)。 イ 測量業務及び地質調査業務(港湾測量業務及び港湾土質調査業務を除く) 単位数量当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。</p>



令和5年度 山口県設計標準歩掛表【運用編】  
 新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
運1-11-2  第I編 総則 第1章 総則 別紙4	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>ウ 設計標準歩掛表（港湾編）を適用し見積徴収する場合            雑材料の計上の有無にかかわらず、単位数量当りの代価表の合計金額を円止め（円未満切捨て）とする。            なお、諸雑費として計上された場合も同様とする</p> <p>5 その他留意事項            (1) 業務関係歩掛見積の単価表の合計金額の端数処理について            ア 設計業務等（港湾測量業務及び港湾土質調査業務を含む）            原則として、端数処理は行わない（円止め、円未満切捨て）。            イ 測量業務及び地質調査業務（港湾測量業務及び港湾土質調査業務を除く）            単位数量当り単価の場合、有効数字4桁（5桁目を降切捨て）とする。</p>	

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

別紙

適用基準日：060401

頁	新	旧																																														
運12-4  第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第1節 測量業務標準歩掛 1-1 現地打合せ協議  1-2 平面測量（見取り）	060401以降適用  第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛  第1節 測量業務標準歩掛 1-1 現地打合せ協議  (10箇所当り)	第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛  第1節 測量業務標準歩掛 1-1 現地打合せ協議  (10箇所当り)																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地打合せ協議 ( SH801 )</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	現地打合せ協議 ( SH801 )	1.0	1.0						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地打合せ協議 ( SH801 )</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	現地打合せ協議 ( SH801 )	1.0	1.0					5.0%						
	作業区分		直接人件費							機械経費	通信運搬費等	材料費																																				
		測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																											
現地打合せ協議 ( SH801 )	1.0	1.0																																														
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費																																									
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																												
現地打合せ協議 ( SH801 )	1.0	1.0					5.0%																																									
	(注) 1. 材料費については、上表の標準歩掛における直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。  1-2 平面測量（見取り） 本歩掛の適用範囲は、箇所延長15m程度以下とする。 トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない。  (10箇所当り)	(注) 1. 材料費については、上表の標準歩掛における直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。  1-2 平面測量（見取り） 本歩掛の適用範囲は、箇所延長15m程度以下とする。 トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない。  (10箇所当り)																																														
1-1 現地打合せ協議 1-2 平面測量（見取り）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> <th>技術管理費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> <th>精度管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面測量（見取り） （道路・河川） ( SH803 )</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> <td style="border: 1px dashed red;"></td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	精度管理費	平面測量（見取り） （道路・河川） ( SH803 )	2.0	2.0			3.0%		5.0%		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> <th>技術管理費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> <th>精度管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面測量（見取り） （道路・河川） ( SH803 )</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">6.5%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	精度管理費	平面測量（見取り） （道路・河川） ( SH803 )			2.0	2.0	6.5%		2.0%	5.0%
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等				材料費	技術管理費																																					
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			精度管理費																																									
平面測量（見取り） （道路・河川） ( SH803 )	2.0	2.0			3.0%		5.0%																																									
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費																																								
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員				精度管理費																																								
平面測量（見取り） （道路・河川） ( SH803 )			2.0	2.0	6.5%		2.0%	5.0%																																								
	(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。  (注) 2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。	(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。  2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。																																														

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																																														
運12-5 第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第1節 測量業務標準歩掛 1-3 平面測量(見取り:無人航空機[UAV]) 1-4 ポール横断測量	<p style="text-align: center;">060401以降適用</p> <p>1-3 平面測量(見取り:無人航空機[UAV]) 本歩掛の適用範囲は、箇所延長50m程度以下とする。 トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない。 (10箇所当り)</p> <table border="1" data-bbox="347 432 1099 746"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> <th>技術管理費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> <th>精度管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面測量(見取り:無人航空機[UAV]) (道路・河川) (SH805)</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td></td> <td>10.0%</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。</p> <p>1-4 ポール横断測量 本歩掛の適用範囲は、測量幅45m未満とする。 (10断面当り)</p> <table border="1" data-bbox="347 991 1099 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> <th>技術管理費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> <th>精度管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポール横断測量(道路) (SH807)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>3.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>ポール横断測量(河川) (SH809)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>3.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。 3. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。</p>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	精度管理費	平面測量(見取り:無人航空機[UAV]) (道路・河川) (SH805)	2.5	2.5	2.5		10.0%	1.0%	2.0%	6.0%	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	精度管理費	ポール横断測量(道路) (SH807)		1.0	1.5	1.5	3.0%		3.0%	10.0%	ポール横断測量(河川) (SH809)		1.0	2.0	2.0	3.0%		3.0%		<p>1-3 平面測量(見取り:無人航空機[UAV]) 本歩掛の適用範囲は、箇所延長50m程度以下とする。 トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない。 (10箇所当り)</p> <table border="1" data-bbox="1330 432 2083 746"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> <th>技術管理費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> <th>精度管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面測量(見取り:無人航空機[UAV]) (道路・河川) (SH805)</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td></td> <td>5.0%</td> <td>2.0%</td> <td>3.0%</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。</p> <p>1-4 ポール横断測量 本歩掛の適用範囲は、測量幅45m未満とする。 (10断面当り)</p> <table border="1" data-bbox="1330 986 2083 1300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> <th>技術管理費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> <th>精度管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポール横断測量(道路) (SH807)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td></td> <td></td> <td>2.0%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>ポール横断測量(河川) (SH809)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.5%</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。 3. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。</p>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	精度管理費	平面測量(見取り:無人航空機[UAV]) (道路・河川) (SH805)	2.5	2.5	2.5		5.0%	2.0%	3.0%	6.0%	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	精度管理費	ポール横断測量(道路) (SH807)		1.0	1.5	1.5			2.0%	3.0%	ポール横断測量(河川) (SH809)		1.0	2.0	2.0	2.5%		3.0%	
	作業区分		直接人件費							機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費																																																																																																			
		測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	精度管理費																																																																																																										
	平面測量(見取り:無人航空機[UAV]) (道路・河川) (SH805)	2.5	2.5	2.5		10.0%	1.0%	2.0%	6.0%																																																																																																							
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費																																																																																																								
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員				精度管理費																																																																																																								
ポール横断測量(道路) (SH807)		1.0	1.5	1.5	3.0%		3.0%	10.0%																																																																																																								
ポール横断測量(河川) (SH809)		1.0	2.0	2.0	3.0%		3.0%																																																																																																									
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費																																																																																																								
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員				精度管理費																																																																																																								
平面測量(見取り:無人航空機[UAV]) (道路・河川) (SH805)	2.5	2.5	2.5		5.0%	2.0%	3.0%	6.0%																																																																																																								
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費																																																																																																								
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員				精度管理費																																																																																																								
ポール横断測量(道路) (SH807)		1.0	1.5	1.5			2.0%	3.0%																																																																																																								
ポール横断測量(河川) (SH809)		1.0	2.0	2.0	2.5%		3.0%																																																																																																									

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
 新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																																				
運12-6 第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第1節 測量業務標準歩掛 1-5 被災写真の撮影・整理	<p style="text-align: center;">060401以降適用</p> <p style="text-align: center;">1-5 被災写真の撮影・整理 (10断面当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">作業区分</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">直接人件費</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">機械経費</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">通信運搬費等</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">材料費</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">測量技師</th> <th style="width: 5%;">測量技師補</th> <th style="width: 5%;">測量助手</th> <th style="width: 5%;">測量補助員</th> <th style="width: 5%;">軽作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (道路) (トータルステーション・GPS等測量) (SH811)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (道路) (ポール測量) (SH813)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> <td></td> <td style="border: 1px dashed red;">3.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (河川) (トータルステーション・GPS等測量) (SH815)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td style="border: 1px dashed red;">2.5</td> <td style="border: 1px dashed red;">2.5</td> <td></td> <td style="border: 1px dashed red;">2.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (河川) (ポール測量) (SH817)</td> <td></td> <td style="border: 1px dashed red;">1.0</td> <td style="border: 1px dashed red;">2.0</td> <td style="border: 1px dashed red;">4.0</td> <td></td> <td style="border: 1px dashed red;">2.0%</td> <td></td> <td style="border: 1px dashed red;">3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 機械経費、<del>通信運搬費等</del>、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。                      2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。                      3. 無人航空機〔UAV〕を用いる場合もトータルステーション・GPS等測定の作業区分を適用する。</p>	作業区分	直接人件費					機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	軽作業員	被災写真の撮影・整理 (道路) (トータルステーション・GPS等測量) (SH811)		1.0	2.0	2.0		3.0%		3.0%	被災写真の撮影・整理 (道路) (ポール測量) (SH813)		1.0	2.0	3.0		3.0%		3.0%	被災写真の撮影・整理 (河川) (トータルステーション・GPS等測量) (SH815)		1.0	2.5	2.5		2.0%		3.0%	被災写真の撮影・整理 (河川) (ポール測量) (SH817)		1.0	2.0	4.0		2.0%		3.0%	<p style="text-align: center;">1-5 被災写真の撮影・整理 (10断面当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">作業区分</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">直接人件費</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">機械経費</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">通信運搬費等</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">材料費</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">測量技師</th> <th style="width: 5%;">測量技師補</th> <th style="width: 5%;">測量助手</th> <th style="width: 5%;">測量補助員</th> <th style="width: 5%;">軽作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (道路) (トータルステーション・GPS等測量) (SH811)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (道路) (ポール測量) (SH813)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> <td></td> <td>2.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (河川) (トータルステーション・GPS等測量) (SH815)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (河川) (ポール測量) (SH817)</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>5.0%</td> <td></td> <td>10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。                      2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。                      3. 無人航空機〔UAV〕を用いる場合もトータルステーション・GPS等測定の作業区分を適用する。</p>	作業区分	直接人件費					機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	軽作業員	被災写真の撮影・整理 (道路) (トータルステーション・GPS等測量) (SH811)		1.0	2.0	2.0		3.0%		3.0%	被災写真の撮影・整理 (道路) (ポール測量) (SH813)		1.0	2.0	3.0		2.0%		3.0%	被災写真の撮影・整理 (河川) (トータルステーション・GPS等測量) (SH815)		1.0	2.0	3.0		3.0%		3.0%	被災写真の撮影・整理 (河川) (ポール測量) (SH817)			1.0	3.5	3.5	5.0%		10.0%
	作業区分		直接人件費								機械経費	通信運搬費等	材料費																																																																																									
		測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	軽作業員																																																																																																
	被災写真の撮影・整理 (道路) (トータルステーション・GPS等測量) (SH811)		1.0	2.0	2.0		3.0%		3.0%																																																																																													
	被災写真の撮影・整理 (道路) (ポール測量) (SH813)		1.0	2.0	3.0		3.0%		3.0%																																																																																													
被災写真の撮影・整理 (河川) (トータルステーション・GPS等測量) (SH815)		1.0	2.5	2.5		2.0%		3.0%																																																																																														
被災写真の撮影・整理 (河川) (ポール測量) (SH817)		1.0	2.0	4.0		2.0%		3.0%																																																																																														
作業区分	直接人件費					機械経費	通信運搬費等	材料費																																																																																														
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	軽作業員																																																																																																	
被災写真の撮影・整理 (道路) (トータルステーション・GPS等測量) (SH811)		1.0	2.0	2.0		3.0%		3.0%																																																																																														
被災写真の撮影・整理 (道路) (ポール測量) (SH813)		1.0	2.0	3.0		2.0%		3.0%																																																																																														
被災写真の撮影・整理 (河川) (トータルステーション・GPS等測量) (SH815)		1.0	2.0	3.0		3.0%		3.0%																																																																																														
被災写真の撮影・整理 (河川) (ポール測量) (SH817)			1.0	3.5	3.5	5.0%		10.0%																																																																																														

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
 新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																								
運12-7  第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第1節 測量業務標準歩掛 1-6 河川環境特性整理票(A表)作成 1-7 設計流速算定表(B表)作成 1-8 河川環境特性整理票(A表)(省略版)作成	060401以降適用  1-6 河川環境特性整理票 (A表) 作成 (10箇所当り)	1-6 河川環境特性整理票 (A表) 作成 (10箇所当り)																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川環境特性整理票 (A表) 作成 ( SH819 )</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">3.5</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	河川環境特性整理票 (A表) 作成 ( SH819 )	2.0	3.5			2.0%		1.0%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川環境特性整理票 (A表) 作成 ( SH819 )</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">3.5</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	河川環境特性整理票 (A表) 作成 ( SH819 )	2.0	3.5			1.0%		1.0%
	作業区分		直接人件費							機械経費	通信運搬費等	材料費																														
		測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																					
河川環境特性整理票 (A表) 作成 ( SH819 )	2.0	3.5			2.0%		1.0%																																			
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費																																			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																						
河川環境特性整理票 (A表) 作成 ( SH819 )	2.0	3.5			1.0%		1.0%																																			
(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。	(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。																																									
1-7 設計流速算定表 (B表) 作成 (10断面当り)	1-7 設計流速算定表 (B表) 作成 (10断面当り)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計流速算定表 (B表) 作成 ( SH821 )</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	設計流速算定表 (B表) 作成 ( SH821 )	1.0	1.0			2.0%		3.0%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計流速算定表 (B表) 作成 ( SH821 )</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	設計流速算定表 (B表) 作成 ( SH821 )	1.0	1.0			2.0%		3.0%	
作業区分		直接人件費							機械経費	通信運搬費等	材料費																															
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																						
設計流速算定表 (B表) 作成 ( SH821 )	1.0	1.0			2.0%		3.0%																																			
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費																																			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																						
設計流速算定表 (B表) 作成 ( SH821 )	1.0	1.0			2.0%		3.0%																																			
(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 断面数は、設計流速算定に用いる検討断面数を計上する。	(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 断面数は、設計流速算定に用いる検討断面数を計上する。																																									
1-8 河川環境特性整理票 (A表) (省略版) 作成 (10箇所当り)	1-8 河川環境特性整理票 (A表) (省略版) 作成 (10箇所当り)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川環境特性整理票 (A表) (省略版) 作成 ( SH823 )</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	河川環境特性整理票 (A表) (省略版) 作成 ( SH823 )	1.0	1.0			2.0%		1.0%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川環境特性整理票 (A表) (省略版) 作成 ( SH823 )</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	河川環境特性整理票 (A表) (省略版) 作成 ( SH823 )	0.5	1.5			1.0%		1.0%	
作業区分		直接人件費							機械経費	通信運搬費等	材料費																															
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																						
河川環境特性整理票 (A表) (省略版) 作成 ( SH823 )	1.0	1.0			2.0%		1.0%																																			
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費																																			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																						
河川環境特性整理票 (A表) (省略版) 作成 ( SH823 )	0.5	1.5			1.0%		1.0%																																			
(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。	(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。																																									

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																						
運12-8 第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第2節 設計業務標準歩掛 2-1 災害査定設計	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>第2節 設計業務標準歩掛 2-1 災害査定設計</p> <p>被災した道路管理施設及び河川管理施設について、個別の安定計算を必要とせず、標準設計や経験に基づく設計を使用する工種で原形復旧（原形機能復旧）するものに適用する。</p> <p>「山口県災害査定設計書作成マニュアル」、「災害手帳」に記載されている選定フローで対応できず、比較検討並びに安定計算等の詳細な設計が必要な場合は、山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表等により別途計上する。</p> <p>次の（１）～（６）に示す箇所については、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（１） 地すべり対策工法を実施する箇所</li> <li>（２） 橋梁、高架構造物、トンネルに係る箇所</li> <li>（３） 路線測量等が必要な法線変更を伴う箇所</li> <li>（４） 特殊な工法を実施する箇所</li> <li>（５） 改良復旧を実施する箇所</li> <li>（６） その他 個別の安定計算を必要とする工種 （耐震設計を必要とする擁壁工、アンカー工等）</li> </ol> <p>なお、砂防設備の流路工（護岸工、床固工、帯工、護床工）には河川の作業区分を適用するが、堰堤工、流木対策工には適用しない。</p> <p style="text-align: right;">（10断面当り）</p> <table border="1" data-bbox="369 906 1128 1262"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>直接経費</th> </tr> <tr> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> <th>電子計算機 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害査定設計（道路）（総合単価） （SH825）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">3.0</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>災害査定設計（道路）（積上積算） （SH827）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.0</td> <td style="text-align: center;">5.0</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>災害査定設計（河川）（総合単価） （SH829）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.0</td> <td style="text-align: center;">3.5</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>災害査定設計（河川）（積上積算） （SH831）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.5</td> <td style="text-align: center;">6.0</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。 3. 原形復旧（原形機能復旧）に必要な工種の設計は全て含む。 4. 仮設計画（安定計算を必要としないものに限る）を含む。 5. 査定時の朱書き修正は含むが、査定決定後の実施図面への修正は含まない。 6. 打合せ協議を含む。</p>	作業区分	直接人件費				直接経費	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	電子計算機 使用料	災害査定設計（道路）（総合単価） （SH825）		1.0	1.0	3.0	2.0%	災害査定設計（道路）（積上積算） （SH827）			3.0	5.0	2.0%	災害査定設計（河川）（総合単価） （SH829）			3.0	3.5	2.0%	災害査定設計（河川）（積上積算） （SH831）			3.5	6.0	2.0%	<p>第2節 設計業務標準歩掛 2-1 災害査定設計</p> <p>被災した道路管理施設及び河川管理施設について、個別の安定計算を必要とせず、標準設計や経験に基づく設計を使用する工種で原形復旧（原形機能復旧）するものに適用する。</p> <p>「山口県災害査定設計書作成マニュアル」、「災害手帳」に記載されている選定フローで対応できず、比較検討並びに安定計算等の詳細な設計が必要な場合は、山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表等により別途計上する。</p> <p>次の（１）～（６）に示す箇所については、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（１） 地すべり対策工法を実施する箇所</li> <li>（２） 橋梁、高架構造物、トンネルに係る箇所</li> <li>（３） 路線測量等が必要な法線変更を伴う箇所</li> <li>（４） 特殊な工法を実施する箇所</li> <li>（５） 改良復旧を実施する箇所</li> <li>（６） その他 個別の安定計算を必要とする工種 （耐震設計を必要とする擁壁工、アンカー工等）</li> </ol> <p>なお、砂防設備の流路工（護岸工、床固工、帯工、護床工）には河川の作業区分を適用するが、堰堤工、流木対策工には適用しない。</p> <p style="text-align: right;">（10断面当り）</p> <table border="1" data-bbox="1339 906 2098 1262"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>直接経費</th> </tr> <tr> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> <th>電子計算機 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害査定設計（道路）（総合単価） （SH825）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">3.0</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>災害査定設計（道路）（積上積算） （SH827）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.5</td> <td style="text-align: center;">4.0</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>災害査定設計（河川）（総合単価） （SH829）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.0</td> <td style="text-align: center;">3.5</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>災害査定設計（河川）（積上積算） （SH831）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.5</td> <td style="text-align: center;">6.0</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。 3. 原形復旧（原形機能復旧）に必要な工種の設計は全て含む。 4. 仮設計画（安定計算を必要としないものに限る）を含む。 5. 査定時の朱書き修正は含むが、査定決定後の実施図面への修正は含まない。 6. 打合せ協議を含む。</p>	作業区分	直接人件費				直接経費	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	電子計算機 使用料	災害査定設計（道路）（総合単価） （SH825）			2.0	3.0	2.0%	災害査定設計（道路）（積上積算） （SH827）			3.5	4.0	2.0%	災害査定設計（河川）（総合単価） （SH829）			3.0	3.5	2.0%	災害査定設計（河川）（積上積算） （SH831）			3.5	6.0	2.0%
作業区分	直接人件費				直接経費																																																																			
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	電子計算機 使用料																																																																			
災害査定設計（道路）（総合単価） （SH825）		1.0	1.0	3.0	2.0%																																																																			
災害査定設計（道路）（積上積算） （SH827）			3.0	5.0	2.0%																																																																			
災害査定設計（河川）（総合単価） （SH829）			3.0	3.5	2.0%																																																																			
災害査定設計（河川）（積上積算） （SH831）			3.5	6.0	2.0%																																																																			
作業区分	直接人件費				直接経費																																																																			
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	電子計算機 使用料																																																																			
災害査定設計（道路）（総合単価） （SH825）			2.0	3.0	2.0%																																																																			
災害査定設計（道路）（積上積算） （SH827）			3.5	4.0	2.0%																																																																			
災害査定設計（河川）（総合単価） （SH829）			3.0	3.5	2.0%																																																																			
災害査定設計（河川）（積上積算） （SH831）			3.5	6.0	2.0%																																																																			

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																		
運12-9 第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第2節 設計業務標準歩掛 2-2 災害実施図面等作成 2-3 災害実施図面等修正	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>2-2 災害実施図面等作成 (10断面当り)</p> <table border="1" data-bbox="288 395 1182 630"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>直接経費</th> </tr> <tr> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>電子計算機 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害実施図面等作成(道路・河川) (総合単価) (SH833)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>1.0</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2.0</u></td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。</p>	作業区分	直接人件費				直接経費	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	電子計算機 使用料	災害実施図面等作成(道路・河川) (総合単価) (SH833)			<u>1.0</u>	<u>2.0</u>	2.0%	<p>2-2 災害実施図面等作成 (10断面当り)</p> <table border="1" data-bbox="1263 395 2157 630"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>直接経費</th> </tr> <tr> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>電子計算機 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害実施図面等作成(道路・河川) (総合単価) (SH833)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。</p>	作業区分	直接人件費				直接経費	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	電子計算機 使用料	災害実施図面等作成(道路・河川) (総合単価) (SH833)			1.2	1.5	2.0%
	作業区分		直接人件費				直接経費																													
		技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	電子計算機 使用料																														
	災害実施図面等作成(道路・河川) (総合単価) (SH833)			<u>1.0</u>	<u>2.0</u>	2.0%																														
作業区分	直接人件費				直接経費																															
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	電子計算機 使用料																															
災害実施図面等作成(道路・河川) (総合単価) (SH833)			1.2	1.5	2.0%																															
<p>2-3 災害実施図面等修正 (10断面当り)</p> <table border="1" data-bbox="288 817 1182 1051"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>直接経費</th> </tr> <tr> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>電子計算機 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害実施図面等修正(道路・河川) (積上積算) (SH835)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>1.25</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.25</u></td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。</p>	作業区分	直接人件費				直接経費	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	電子計算機 使用料	災害実施図面等修正(道路・河川) (積上積算) (SH835)			<u>1.25</u>	<u>1.25</u>	2.0%	<p>2-3 災害実施図面等修正 (10断面当り)</p> <table border="1" data-bbox="1263 817 2157 1051"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>直接経費</th> </tr> <tr> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>電子計算機 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害実施図面等修正(道路・河川) (積上積算) (SH835)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。</p>	作業区分	直接人件費				直接経費	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	電子計算機 使用料	災害実施図面等修正(道路・河川) (積上積算) (SH835)			0.5	2.0	2.0%	
作業区分		直接人件費				直接経費																														
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	電子計算機 使用料																															
災害実施図面等修正(道路・河川) (積上積算) (SH835)			<u>1.25</u>	<u>1.25</u>	2.0%																															
作業区分	直接人件費				直接経費																															
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	電子計算機 使用料																															
災害実施図面等修正(道路・河川) (積上積算) (SH835)			0.5	2.0	2.0%																															

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
第13編 砂防関係業務	060401以降適用  第13編 砂防関係業務	第13編 砂防メンテナンス関係業務



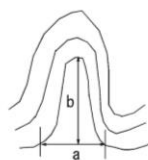
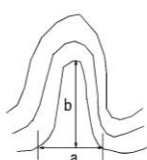
令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
第13編 砂防関係業務 第1章 砂防工事等に伴う調査設計業務委託歩掛(案)	060401以降適用  第1章 砂防工事等に伴う 調査設計業務委託歩掛(案)	第1章 砂防メンテナンス工事等に伴う 調査設計業務委託歩掛(案)

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
 新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧
運13-1 第13編 砂防関係業務 第1章 砂防工事等に伴う調査設計業務委託歩掛(案) 1 適用範囲 3 業務委託費 (3) 溪流調査	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p><b>1 適用範囲</b>                      本歩掛は、山口県が発注する砂防メンテナンス工事のための既存施設の調査、対策工法検討の業務委託（以下、「砂防メンテ」という。）、<u>砂防工事のための溪流調査</u>に適用する。</p> <p><b>2 業務委託費</b>                      業務委託費については、最新の「業務関係積算基準及び標準歩掛表 山口県」の地質調査業務、土木設計業務積算基準を適用する。</p> <p><b>3 業務内容</b>                      (1) 資料整理（砂防メンテ）                      対象溪流についての既存資料（緊急点検結果、砂防ボランティアによる点検結果、既存報告書、砂防台帳 等）の整理を行う。</p> <p>(2) 現地踏査（砂防メンテ）                      対象溪流において、資料整理結果を踏まえ、既設設備の変状内容およびその他周辺状況（地形・地質状況）を把握するための現地踏査を行う。</p> <p>(3) 溪流調査（共通）</p> <p>(4) 流域図作成（1 溪流あたり）                      既存の地形図・土砂法数値地図（土砂災害防止法に使用する数値地図 縮尺 1/2, 500）等に対象流域範囲・保全対象・流域面積の値（計画基準点ならびに補助基準点より上流）・谷地形（0次谷含む）を示すこと。</p> <p>谷次数の考え方については、山口県砂防技術基準を参考にすること。</p>  <p><b>イ 移動可能土砂量調査・立木幅調査</b>                      アの流域図により、計画基準点から上流に向かって、本溪流および支溪の最遠点まで、溪流幅、移動可能土砂幅・深さ、立木幅を測定すること。                      谷次数が変化しない場合は、その範囲の形状および特性を表す1地点のみの調査を基本とすること（ただし、大幅に移動可能土砂量・立木幅が異なる地点がある場合、最小限の範囲で追加調査することは差し支えない）。また、谷次数が変化する度に、1地点追加調査を行うこと。                      測定は、リボンテープ、ロッド、ポール、スタッフ等の簡単な器具で行い、土砂の深さは、簡易貫入試験や鉄筋等の打ち込みによる確認を行うが、転石等により測定不可能である場合は、前後の状況を考慮すること。各地点における調査結果は、見取り横断面、写真等で整理するものとし、立木幅についても測量を行うものとする。                      現地確認の結果、地形図・土砂法数値地図等において0次谷を呈しているが、谷地形を呈していない場合は、現地写真を撮影し、移動可能土砂量・立木幅調査を省略す</p>	<p><b>1 適用範囲</b>                      本歩掛は、山口県が発注する砂防メンテナンス工事のための既存施設の調査、対策工法検討の業務委託（以下、「砂防メンテ」という。）、砂防工事全体計画書作成のための業務委託（以下、「全計作成」という。）に適用する。</p> <p><b>2 業務委託費</b>                      業務委託費については、最新の「業務関係積算基準及び標準歩掛表 山口県」の地質調査業務、土木設計業務積算基準を適用する。</p> <p><b>3 業務内容</b>                      (1) 資料整理（砂防メンテ）                      対象溪流についての既存資料（緊急点検結果、砂防ボランティアによる点検結果、既存報告書、砂防台帳 等）の整理を行う。</p> <p>(2) 現地踏査（砂防メンテ）                      対象溪流において、資料整理結果を踏まえ、既設設備の変状内容およびその他周辺状況（地形・地質状況）を把握するための現地踏査を行う。</p> <p>(3) 溪流調査（砂防メンテ、全計作成）</p> <p>(4) 流域図作成（1 溪流あたり）                      既存の地形図・土砂法数値地図（土砂災害防止法に使用する数値地図 縮尺 1/2, 500）等に対象流域範囲・保全対象・流域面積の値（計画基準点ならびに補助基準点より上流）・谷地形（0次谷含む）を示すこと。</p> <p>谷次数の考え方については、山口県砂防技術基準を参考にすること。</p>  <p><b>イ 移動可能土砂量調査・立木幅調査</b>                      アの流域図により、計画基準点から上流に向かって、本溪流および支溪の最遠点まで、溪流幅、移動可能土砂幅・深さ、立木幅を測定すること。                      谷次数が変化しない場合は、その範囲の形状および特性を表す1地点のみの調査を基本とすること（ただし、大幅に移動可能土砂量・立木幅が異なる地点がある場合、最小限の範囲で追加調査することは差し支えない）。また、谷次数が変化する度に、1地点追加調査を行うこと。                      測定は、リボンテープ、ロッド、ポール、スタッフ等の簡単な器具で行い、土砂の深さは、簡易貫入試験や鉄筋等の打ち込みによる確認を行うが、転石等により測定不可能である場合は、前後の状況を考慮すること。各地点における調査結果は、見取り横断面、写真等で整理するものとし、立木幅についても測量を行うものとする。                      現地確認の結果、地形図・土砂法数値地図等において0次谷を呈しているが、谷地形を呈していない場合は、現地写真を撮影し、移動可能土砂量・立木幅調査を省略す</p>

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																																																																																																																									
<p>運13-5</p> <p>第13編 砂防関係業務 第1章 砂防工事等に伴う調査設計業務委託歩掛(案) 4 直接人件費 (1) 資料整理(砂防メンテ) (2) 現地踏査(砂防メンテ) (3) 溪流調査(砂防メンテ、全体作成) ア 流域図作成 イ 移動可能土砂量・流木幅調査 ウ 巨礫粒径調査 エ 流木サンプリング調査 (4) 変状調査(砂防メンテ) (6) 材料試験(砂防メンテ) ア コア採取・復旧</p>	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>コ 総合検討 対策工法について総合的な検討を行う。</p> <p>(8) 報告書作成(砂防メンテ) 以上の成果を報告書に取りまとめる。</p> <p>4 直接人件費</p> <p>(1) 資料整理(砂防メンテ) (SH901) 代価表1 (1式あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>%</td> <td>3.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>(2) 現地踏査(砂防メンテ) (SH903) 代価表2 (1式あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>カメラ、ポール等損料</td> <td>%</td> <td>3.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>(3) 溪流調査(砂防メンテ、全計作成) ア 流域図作成 (SH905) 代価表3 (1溪流あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>%</td> <td>3.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>イ 移動可能土砂量・流木幅調査 (SH907) 代価表4 (10断面あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>テープ、ポール等損料</td> <td>%</td> <td>3.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table>	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	1.0		主任地質調査員		人	1.0		地質調査員		人	1.0		諸雑費		%	3.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	1.0		主任地質調査員		人	1.0		地質調査員		人	2.0		諸雑費	カメラ、ポール等損料	%	3.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	0.5		主任地質調査員		人	1.5		地質調査員		人	1.5		諸雑費		%	3.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	10.0		主任地質調査員		人	10.0		地質調査員		人	10.0		諸雑費	テープ、ポール等損料	%	3.0	直接人件費×率	<p>コ 総合検討 対策工法について総合的な検討を行う。</p> <p>(8) 報告書作成(砂防メンテ) 以上の成果を報告書に取りまとめる。</p> <p>4 直接人件費</p> <p>(1) 資料整理(砂防メンテ) (SH901) 代価表1 (1溪流あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現地踏査(砂防メンテ) (SH903) 代価表2 (1溪流あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>ポール等損料</td> <td>%</td> <td>3.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>(3) 溪流調査(砂防メンテ、全計作成) ア 流域図作成 (SH905) 代価表3 (1溪流あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 移動可能土砂量・流木幅調査 (SH907) 代価表4 (10断面あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>10.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	1.0		主任地質調査員		人	1.0		地質調査員		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	1.0		主任地質調査員		人	1.5		地質調査員		人	1.5		諸雑費	ポール等損料	%	3.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	0.5		主任地質調査員		人	1.5		地質調査員		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	10.0		主任地質調査員		人	10.0		地質調査員		人	10.0	
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																							
地質調査技師		人	1.0																																																																																																																																																																																								
主任地質調査員		人	1.0																																																																																																																																																																																								
地質調査員		人	1.0																																																																																																																																																																																								
諸雑費		%	3.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																							
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																							
地質調査技師		人	1.0																																																																																																																																																																																								
主任地質調査員		人	1.0																																																																																																																																																																																								
地質調査員		人	2.0																																																																																																																																																																																								
諸雑費	カメラ、ポール等損料	%	3.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																							
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																							
地質調査技師		人	0.5																																																																																																																																																																																								
主任地質調査員		人	1.5																																																																																																																																																																																								
地質調査員		人	1.5																																																																																																																																																																																								
諸雑費		%	3.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																							
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																							
地質調査技師		人	10.0																																																																																																																																																																																								
主任地質調査員		人	10.0																																																																																																																																																																																								
地質調査員		人	10.0																																																																																																																																																																																								
諸雑費	テープ、ポール等損料	%	3.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																							
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																							
地質調査技師		人	1.0																																																																																																																																																																																								
主任地質調査員		人	1.0																																																																																																																																																																																								
地質調査員		人	1.0																																																																																																																																																																																								
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																							
地質調査技師		人	1.0																																																																																																																																																																																								
主任地質調査員		人	1.5																																																																																																																																																																																								
地質調査員		人	1.5																																																																																																																																																																																								
諸雑費	ポール等損料	%	3.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																							
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																							
地質調査技師		人	0.5																																																																																																																																																																																								
主任地質調査員		人	1.5																																																																																																																																																																																								
地質調査員		人	1.0																																																																																																																																																																																								
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																							
地質調査技師		人	10.0																																																																																																																																																																																								
主任地質調査員		人	10.0																																																																																																																																																																																								
地質調査員		人	10.0																																																																																																																																																																																								

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																																						
運13-5  第13編 砂防関係業務 第1章 砂防工事等に伴う調査設計業務委託歩掛(案) 4 直接人件費 (1) 資料整理(砂防メンテ) (2) 現地踏査(砂防メンテ) (3) 溪流調査(砂防メンテ、全体作成) ア 流域図作成 イ 移動可能土砂量・流木幅調査 ウ 巨礫粒径調査 エ 流木サンプリング調査 (4) 変状調査(砂防メンテ) (6) 材料試験(砂防メンテ) ア コア採取・復旧	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>ウ 巨礫粒径調査 (SH909) (1 溪流あたり)</p> <p>代価表5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>ボール等損料</td> <td>%</td> <td>5.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>エ 流木サンプリング調査 (SH911) (10 箇所あたり)</p> <p>代価表6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>コンベックス等損料、テープ等</td> <td>%</td> <td>3.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>(4) 変状調査(砂防メンテ) (SH913) (100m2 あたり)</p> <p>代価表7</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>高圧洗浄機損料、テープ等</td> <td>%</td> <td>3.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>(5) 地質調査 コンクリートボーリング(砂防メンテ) (SH915) (10m あたり)</p> <p>代価表8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>機械器具損料・燃料費等</td> <td>%</td> <td>35.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>(6) 材料試験(砂防メンテ) ア コア採取・復旧 (SH917) (10 試料あたり)</p> <p>代価表9</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>機械器具損料・燃料費等</td> <td>%</td> <td>35.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p>	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	1.0		主任地質調査員		人	2.0		地質調査員		人	2.0		諸雑費	ボール等損料	%	5.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	5.0		主任地質調査員		人	10.0		地質調査員		人	-		諸雑費	コンベックス等損料、テープ等	%	3.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	1.5		主任地質調査員		人	2.5		地質調査員		人	2.5		諸雑費	高圧洗浄機損料、テープ等	%	3.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	2.0		主任地質調査員		人	2.0		地質調査員		人	2.0		諸雑費	機械器具損料・燃料費等	%	35.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	1.3		主任地質調査員		人	1.3		地質調査員		人	1.3		諸雑費	機械器具損料・燃料費等	%	35.0	直接人件費×率	<p>ウ 巨礫粒径調査 (SH909) (1 溪流あたり)</p> <p>代価表5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 流木サンプリング調査 (SH911) (10 箇所あたり)</p> <p>代価表6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>4.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>4.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>コンベックス等損料、テープ等</td> <td>%</td> <td>3.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>(4) 変状調査(砂防メンテ) (SH913) (100m2 あたり)</p> <p>代価表7</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 地質調査 コンクリートボーリング(砂防メンテ) (SH915) (10m あたり)</p> <p>代価表8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>機械器具損料・燃料費等</td> <td>%</td> <td>35.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>(6) 材料試験(砂防メンテ) ア コア採取・復旧 (SH917) (10 試料あたり)</p> <p>代価表9</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>機械器具損料・燃料費等</td> <td>%</td> <td>30.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p>	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任地質調査員		人	3.0		地質調査員		人	3.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	3.0		主任地質調査員		人	4.5		地質調査員		人	4.5		諸雑費	コンベックス等損料、テープ等	%	3.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	1.5		主任地質調査員		人	2.5		地質調査員		人	1.5		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	2.0		主任地質調査員		人	2.0		地質調査員		人	2.0		諸雑費	機械器具損料・燃料費等	%	35.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任地質調査員		人	2.0		地質調査員		人	3.0		諸雑費	機械器具損料・燃料費等	%	30.0	直接人件費×率
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
地質調査技師		人	1.0																																																																																																																																																																																																																																					
主任地質調査員		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																					
地質調査員		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																					
諸雑費	ボール等損料	%	5.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																																				
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
地質調査技師		人	5.0																																																																																																																																																																																																																																					
主任地質調査員		人	10.0																																																																																																																																																																																																																																					
地質調査員		人	-																																																																																																																																																																																																																																					
諸雑費	コンベックス等損料、テープ等	%	3.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																																				
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
地質調査技師		人	1.5																																																																																																																																																																																																																																					
主任地質調査員		人	2.5																																																																																																																																																																																																																																					
地質調査員		人	2.5																																																																																																																																																																																																																																					
諸雑費	高圧洗浄機損料、テープ等	%	3.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																																				
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
地質調査技師		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																					
主任地質調査員		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																					
地質調査員		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																					
諸雑費	機械器具損料・燃料費等	%	35.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																																				
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
地質調査技師		人	1.3																																																																																																																																																																																																																																					
主任地質調査員		人	1.3																																																																																																																																																																																																																																					
地質調査員		人	1.3																																																																																																																																																																																																																																					
諸雑費	機械器具損料・燃料費等	%	35.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																																				
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
主任地質調査員		人	3.0																																																																																																																																																																																																																																					
地質調査員		人	3.0																																																																																																																																																																																																																																					
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
地質調査技師		人	3.0																																																																																																																																																																																																																																					
主任地質調査員		人	4.5																																																																																																																																																																																																																																					
地質調査員		人	4.5																																																																																																																																																																																																																																					
諸雑費	コンベックス等損料、テープ等	%	3.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																																				
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
地質調査技師		人	1.5																																																																																																																																																																																																																																					
主任地質調査員		人	2.5																																																																																																																																																																																																																																					
地質調査員		人	1.5																																																																																																																																																																																																																																					
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
地質調査技師		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																					
主任地質調査員		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																					
地質調査員		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																					
諸雑費	機械器具損料・燃料費等	%	35.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																																				
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																				
主任地質調査員		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																					
地質調査員		人	3.0																																																																																																																																																																																																																																					
諸雑費	機械器具損料・燃料費等	%	30.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																																				

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
 新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																							
運13-6 第13編 砂防関係業務 第1章 砂防工事等に伴う調査設計業務委託歩掛(案) 4 直接人件費 (6) 材料試験(砂防メンテ) イ 圧縮強度試験 ウ 密度試験 (7) 対策工設計(砂防メンテ) ア 設計計画 イ 基本事項決定 ウ 比較案決定	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>イ 圧縮強度試験 (SH919)                      代価表 10 (10個あたり)</p> <table border="1" data-bbox="347 354 1097 507"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>試験機・天秤・ノギス等損料</td> <td>%</td> <td>35.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>ウ 密度試験 (SH921)                      代価表 11 (10個あたり)</p> <table border="1" data-bbox="347 614 1097 767"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>乾燥機・天秤等損料</td> <td>%</td> <td>35.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>(7) 対策工設計 (砂防メンテ)                      ア 設計計画 (SH923)                      代価表 12 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="347 914 1097 1035"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 基本事項決定 (SH925)                      代価表 13 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="347 1125 1097 1246"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 比較案決定 (SH927)                      代価表 14 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="347 1335 1097 1457"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	0.1		主任地質調査員		人	-		地質調査員		人	1.5		諸雑費	試験機・天秤・ノギス等損料	%	35.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	0.1		主任地質調査員		人	-		地質調査員		人	1.5		諸雑費	乾燥機・天秤等損料	%	35.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	0.5		技師 (A)		人	1.5		技師 (B)		人	1.5		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	1.0		技師 (A)		人	1.5		技師 (B)		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	0.5		技師 (A)		人	2.0		技師 (B)		人	2.0		<p>イ 圧縮強度試験 (SH919)                      代価表 10 (10個あたり)</p> <table border="1" data-bbox="1319 354 2094 483"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>試験機・天秤・ノギス等損料</td> <td>%</td> <td>20.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>ウ 密度試験 (SH921)                      代価表 11 (10個あたり)</p> <table border="1" data-bbox="1319 572 2094 732"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>乾燥機・天秤等損料</td> <td>%</td> <td>5.0</td> <td>直接人件費×率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 諸雑費は、上表の率を上限として計上する</p> <p>(7) 対策工設計 (砂防メンテ)                      ア 設計計画 (SH923)                      代価表 12 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="1319 885 2094 1013"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。</p> <p>イ 基本事項決定 (SH925)                      代価表 13 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="1319 1102 2094 1230"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。</p> <p>ウ 比較案決定 (SH927)                      代価表 14 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="1319 1319 2094 1447"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任地質調査員		人	0.5		地質調査員		人	1.5		諸雑費	試験機・天秤・ノギス等損料	%	20.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	地質調査技師		人	0.1		主任地質調査員		人	0.3		地質調査員		人	1.6		諸雑費	乾燥機・天秤等損料	%	5.0	直接人件費×率	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	1.0		技師 (A)		人	1.0		技師 (B)		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	1.0		技師 (A)		人	1.0		技師 (B)		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	技師 (A)		人	1.0		技師 (B)		人	2.0		技師 (C)		人	2.5	
	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																				
	地質調査技師		人	0.1																																																																																																																																																																																																																					
	主任地質調査員		人	-																																																																																																																																																																																																																					
	地質調査員		人	1.5																																																																																																																																																																																																																					
	諸雑費	試験機・天秤・ノギス等損料	%	35.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																				
	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																				
	地質調査技師		人	0.1																																																																																																																																																																																																																					
	主任地質調査員		人	-																																																																																																																																																																																																																					
	地質調査員		人	1.5																																																																																																																																																																																																																					
諸雑費	乾燥機・天秤等損料	%	35.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																					
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																					
主任技師		人	0.5																																																																																																																																																																																																																						
技師 (A)		人	1.5																																																																																																																																																																																																																						
技師 (B)		人	1.5																																																																																																																																																																																																																						
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																					
主任技師		人	1.0																																																																																																																																																																																																																						
技師 (A)		人	1.5																																																																																																																																																																																																																						
技師 (B)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																						
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																					
主任技師		人	0.5																																																																																																																																																																																																																						
技師 (A)		人	2.0																																																																																																																																																																																																																						
技師 (B)		人	2.0																																																																																																																																																																																																																						
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																					
主任地質調査員		人	0.5																																																																																																																																																																																																																						
地質調査員		人	1.5																																																																																																																																																																																																																						
諸雑費	試験機・天秤・ノギス等損料	%	20.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																					
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																					
地質調査技師		人	0.1																																																																																																																																																																																																																						
主任地質調査員		人	0.3																																																																																																																																																																																																																						
地質調査員		人	1.6																																																																																																																																																																																																																						
諸雑費	乾燥機・天秤等損料	%	5.0	直接人件費×率																																																																																																																																																																																																																					
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																					
主任技師		人	1.0																																																																																																																																																																																																																						
技師 (A)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																						
技師 (B)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																						
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																					
主任技師		人	1.0																																																																																																																																																																																																																						
技師 (A)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																						
技師 (B)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																						
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																					
技師 (A)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																						
技師 (B)		人	2.0																																																																																																																																																																																																																						
技師 (C)		人	2.5																																																																																																																																																																																																																						

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																																																										
運13-7 第13編 砂防関係業務 第1章 砂防工事等に伴う調査設計業務委託歩掛(案) 4 直接人件費 エ 施設設計 オ 概算工事費 キ 設計計画検討 ク 数量計算	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>エ 施設設計 ( SH929 ) 代価表 15 (1基あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>8.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td></td> <td>人</td> <td>8.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 概算工事費 ( SH931 ) 代価表 16 (1基あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 最適案の選定 ( SH933 ) 代価表 17 (1基あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 施工計画検討 ( SH935 ) 代価表 18 (1基あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 数量計算 ( SH937 ) 代価表 19 (1基あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>4.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td></td> <td>人</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	2.0		技師 (A)		人	5.0		技師 (B)		人	8.0		技師 (C)		人	10.0		技術員		人	8.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	-		技師 (A)		人	-		技師 (B)		人	0.5		技師 (C)		人	2.0		技術員		人	2.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	0.5		技師 (A)		人	1.0		技師 (B)		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	-		技師 (A)		人	1.0		技師 (B)		人	2.0		技師 (C)		人	2.0		技術員		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	-		技師 (A)		人	-		技師 (B)		人	3.0		技師 (C)		人	4.0		技術員		人	5.0		<p>エ 施設設計 ( SH929 ) 代価表 15 (1基あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td></td> <td>人</td> <td>12.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。</p> <p>オ 概算工事費 ( SH931 ) 代価表 16 (1基あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。</p> <p>カ 最適案の選定 ( SH933 ) 代価表 17 (1基あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。</p> <p>キ 施工計画検討 ( SH935 ) 代価表 18 (1基あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 数量計算 ( SH937 ) 代価表 19 (1基あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>4.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	2.0		技師 (A)		人	3.0		技師 (B)		人	7.0		技師 (C)		人	10.0		技術員		人	12.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	技師 (C)		人	2.0		技術員		人	2.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	0.5		技師 (A)		人	1.0		技師 (B)		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	技師 (A)		人	1.0		技師 (B)		人	1.0		技師 (C)		人	2.0		技術員		人	3.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	技師 (A)		人	2.0		技師 (B)		人	4.0		技師 (C)		人	5.0	
	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																							
	主任技師		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																								
	技師 (A)		人	5.0																																																																																																																																																																																																																																																								
	技師 (B)		人	8.0																																																																																																																																																																																																																																																								
	技師 (C)		人	10.0																																																																																																																																																																																																																																																								
	技術員		人	8.0																																																																																																																																																																																																																																																								
	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																							
	主任技師		人	-																																																																																																																																																																																																																																																								
	技師 (A)		人	-																																																																																																																																																																																																																																																								
技師 (B)		人	0.5																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (C)		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技術員		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																									
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																								
主任技師		人	0.5																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (A)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (B)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																																																									
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																								
主任技師		人	-																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (A)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (B)		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (C)		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技術員		人	1.0																																																																																																																																																																																																																																																									
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																								
主任技師		人	-																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (A)		人	-																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (B)		人	3.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (C)		人	4.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技術員		人	5.0																																																																																																																																																																																																																																																									
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																								
主任技師		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (A)		人	3.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (B)		人	7.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (C)		人	10.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技術員		人	12.0																																																																																																																																																																																																																																																									
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																								
技師 (C)		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技術員		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																									
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																								
主任技師		人	0.5																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (A)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (B)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																																																									
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																								
技師 (A)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (B)		人	1.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (C)		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技術員		人	3.0																																																																																																																																																																																																																																																									
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																								
技師 (A)		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (B)		人	4.0																																																																																																																																																																																																																																																									
技師 (C)		人	5.0																																																																																																																																																																																																																																																									

令和5年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】  
 新旧対照表

適用基準日：060401

頁	新	旧																																																																																																																																							
運13-8 第13編 砂防関係業務 第1章 砂防工事等に伴う調査設計業務委託歩掛(案) 4 直接人件費 ケ 照査 コ 総合検討 (8) 報告章作成(砂防メンテ)	<p style="text-align: right;">060401以降適用</p> <p>ケ 照査 (SH939)                      代価表 20 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="315 405 1173 544"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>コ 総合検討 (SH941)                      代価表 21 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="315 632 1173 770"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 報告書作成 (砂防メンテ) (SH943)                      代価表 22 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="315 874 1173 1086"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	0.5		技師 (A)		人	1.5		技師 (B)		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	1.0		技師 (A)		人	2.0		技師 (B)		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	1.0		技師 (A)		人	2.0		技師 (B)		人	3.0		技師 (C)		人	2.0		技術員		人	1.0		<p>ケ 照査 (SH939)                      代価表 20 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="1294 405 2152 507"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。</p> <p>コ 総合検討 (SH941)                      代価表 21 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="1294 611 2152 750"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。</p> <p>(8) 報告書作成 (砂防メンテ) (SH943)                      代価表 22 (1基あたり)</p> <table border="1" data-bbox="1294 885 2152 1098"> <thead> <tr> <th>費目・工種など</th> <th>規格など</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (A)</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (B)</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の3%を計上する。</p>	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	1.0		技師 (A)		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	1.0		技師 (A)		人	1.0		技師 (B)		人	1.0		費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要	主任技師		人	1.0		技師 (A)		人	1.5		技師 (B)		人	3.0		技師 (C)		人	2.0		技術員		人	2.0	
	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																				
	主任技師		人	0.5																																																																																																																																					
	技師 (A)		人	1.5																																																																																																																																					
	技師 (B)		人	1.0																																																																																																																																					
	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																				
	主任技師		人	1.0																																																																																																																																					
	技師 (A)		人	2.0																																																																																																																																					
	技師 (B)		人	1.0																																																																																																																																					
	費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																				
主任技師		人	1.0																																																																																																																																						
技師 (A)		人	2.0																																																																																																																																						
技師 (B)		人	3.0																																																																																																																																						
技師 (C)		人	2.0																																																																																																																																						
技術員		人	1.0																																																																																																																																						
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																					
主任技師		人	1.0																																																																																																																																						
技師 (A)		人	1.0																																																																																																																																						
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																					
主任技師		人	1.0																																																																																																																																						
技師 (A)		人	1.0																																																																																																																																						
技師 (B)		人	1.0																																																																																																																																						
費目・工種など	規格など	単位	数量	摘要																																																																																																																																					
主任技師		人	1.0																																																																																																																																						
技師 (A)		人	1.5																																																																																																																																						
技師 (B)		人	3.0																																																																																																																																						
技師 (C)		人	2.0																																																																																																																																						
技術員		人	2.0																																																																																																																																						

**令和5年度 山口県設計標準歩掛表 修正等履歴**

番号	日付	区分	設計歩掛表	ページ	内容	適用基準日	
1	令和6年2月1日	修正	業務関係積算基準及び標準歩掛表	2-2-33	第5節 地すべり調査 5-4 移動変形調査	-	
2	令和6年3月15日	改定	設計標準歩掛表 (港湾編)	P. 1265	就業時間別の船員供用係数	060315	
3			業務関係積算基準及び標準歩掛表 【運用編】	運10-1	地積測量図等作成業務委託基準単価		
4	令和6年4月1日	改定	業務関係積算基準及び標準歩掛表	設計標準歩掛表 (一般共通編)	I-2-②-48~49	現場管理費率	060401
5				設計標準歩掛表 (港湾編)	2-2-7、10 2-2-(3)	現場環境改善費率、現場管理費率	
6				業務関係積算基準及び標準歩掛表	1-1-2	第1節 測量業務 (2) 間接測量費	
7					2-1-1	第1節 地質調査積算基準 (1) 一般調査業務費	
8					2-1-3	第1節 地質調査積算基準 (ハ) 業務管理費	
9					2-1-4	第1節 地質調査積算基準 (1) 諸経費率標準値	
10					3-1-1	第1節 土木設計業務 (イ) 間接原価	
11					4-1-22	第5節 水文観測業務 (2) 間接調査費	
12					4-1-30	第5節 水文観測業務(観測所保守点検) (2) 間接調査費	
13					4-1-41	第5節 水文観測業務(流量観測) (2) 間接調査費	
14					4-1-45	第5節 水文観測業務(水位流量曲線作成) (2) 間接調査費	
15					設計標準歩掛表 【運用編】	運 1-10~11-2	
16				業務関係積算基準及び標準歩掛表 【運用編】	運12-4~12-9	第12編 災害査定用測量設計業務	
17					運13-1~13-8	第13編 砂防関係業務	